

【介護職員等特定処遇改善加算】

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、H29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで様々な取り組みが行われてきましたが、「介護人材確保の為に取り組みをより一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、R元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

これを受け、R元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

《資質向上の取り組み》

資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費、受講料等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。

《労働環境・処遇の改善》

- ・電子カルテの導入により、情報共有や記録の効率化を図り、業務の負担の軽減を行っています。
- ・毎朝申し送りを開催し入居者情報はもちろん、職場での気付きを話し合い情報共有の徹底を行っています。
- ・機械浴(特浴)、電動ベッドの導入により、介護職員の腰痛対策を行うとともに、職員の腰痛予防対策研修を定期的で開催しています。
- ・仕事と子育ての両立の一環として、育児休業制度等の充実を図り、育児休業復帰支援を行っています。
- ・ヒヤリハット委員会、事故再発防止委員会を設置し、情報共有を行うと同時に、緊急時対応マニュアルの周知徹底を行っています。
- ・職員の健康診断の徹底、施設建物内の全面禁煙、職員の休憩室、仮眠室の確保を行っています。

《その他》

- ・毎日朝礼時に、「施設方針」「職場指針」「月間目標」の確認を行い、共有を図っています。
- ・障害者雇用を推進し、無理のない業務を行いつつ、全職員での共有を図り、勤務時間、シフト等無理のないように配慮を行っています。
- ・地域の児童や生徒、ボランティア、障害者施設との交流を図っています。
- ・非正規職員から正規職員への転換を推奨し、短時間社員制度を創設し働きやすい環境づくりを行っています。
- ・働き方改革に積極的に取り組み、一宮市内の企業で1番に「AICHI WISH」推進企業に認定されました。
- ・職員採用を積極的に行い、職員個々の負担軽減を目指しています。